【記号の見方】

I、II、II…は評価対象をさす1、2、3…は評価分類をさす(1)、(2)、(3)…は評価項目をさす①、②、③…は評価細目をさす

資料3-4

内容評価基準の改正新旧対照表

※改正箇所は赤字で表示

	次は上利口 対
新	IB
A-1 保育内容	A-1 保育内容
A-1-(1) <u>全体的な計画の作成</u>	A-1-(1) <u>保育課程の編成</u>
A①A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	A①A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
A2 A-1-(2)-① ~ A8 A-1-(2)-⑦ (略)	A2 A-1-(2)-① ~ A8 A-1-(2)-⑦ (略)
A	A
A	A
A① A-1-(2)-⑩ (略)	A① A-1-(2)-⑩ (略)
A-1-(3) 健康管理 (略)	A-1-(3) 健康管理 (略)
A-1-(4) 食事 (略)	A-1-(4) 食事 (略)

新	IB
A-2 子育て支援	A-2 子育て支援
A-2-(1) 家庭との緊密な連携 (略)	A-2-(1) 家庭との緊密な連携 (略)
A-2-(2) 保護者等の支援 (略)	A-2-(2) 保護者等の支援 (略)
A-3 保育の質の向上 A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) (略)	A-3 保育の質の向上 A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) (略)
A-1 保育内容	A-1 保育内容
A-1-(1) <u>全体的な計画の作成</u>	A-1-(1) <u>保育課程の編成</u>
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体 的な計画を作成している。	A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育 課程を編成している。
【判断基準】	【判断基準】
a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。	a) <mark>保育課程</mark> は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの 心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ <mark>編成</mark> している。
b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。	b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの 心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分では ない。
c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。	c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの 心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ <u>編成</u> していない。

新 旧

評価の着眼点

- □<u>全体的な計画</u>は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保 育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- □<u>全体的な計画</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>作成</u>している。
- □<u>全体的な計画</u>は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、 地域の実態などを考慮して作成している。
- □<u>全体的な計画</u>は、保育に関わる職員が参画して<u>作成</u>している。
- 口全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

- 〇本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの 発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、 保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。
- (2)趣旨・解説

(略)

○全体的な計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。

評価の着眼点

- □<mark>保育課程</mark>は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所 保育指針などの趣旨をとらえて編成している。
- □<u>保育課程</u>は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて<u>編成</u>している。
- □<u>保育課程</u>は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。
- 口保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。
- 口保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

- ○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの 発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、 保育に関わる職員の参画により、保育課程を編成しているかを評価します。また、保育課程の評価・改善の状況について評価します。
- (2) 趣旨·解説 (略)
- ○保育課程は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものです。

- ○<u>全体的な計画</u>の<u>作成</u>により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。
- ○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。
 - ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理 念などをふまえ、保育所保育指針に基づき作成されている。
 - ・保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されている。
 - ・地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子ども の発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。
 - ・子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。
 - ・上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育 が実践できるよう作成している。
- 〇保育所の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計 画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な 計画の評価を行い、次の作成に生かしていくことが必要です。
- (3) 評価の留意点
- 〇保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。
- O<u>全体的な計画</u>の<u>作成</u>方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え<u>全体的な計画</u>に反映しているか、さらに、<u>全体的な計画</u>の評価・改善の状況について確認します。
- 〇本評価基準では、 $\frac{2体的な計画}{1}$ の作成について評価を行い、 $\frac{2体的な}{1}$ 計画に基づく指導計画の作成は、「 $\frac{42}{1}$ \mathbb{II} 2 (2) ①」で評価します。

- ○<u>保育課程</u>の<u>編成</u>により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。
- ○保育課程は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。
 - ・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理 念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。
 - ・保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
 - ・地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。
 - ・子どもの生活の連続性、子どもの発達 の連続性に留意している。
 - ・上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育 が実践できるよう編成している。
- 〇保育所の指導計画は、<mark>保育課程</mark>に基づき作成します。<mark>保育課程</mark>と指導 計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、<u>保育課程</u>の評価を 行い、次の編成に生かしていくことが必要です。
- (3) 評価の留意点
- 〇保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を保育課程には記載せず、別に定めている保育所もあります。
- ○<u>保育課程</u>の<u>編成</u>方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭 及び地域の実態をどのように捉え保育課程に反映しているか、さらに、 <u>保育課程</u>の評価・改善の状況について確認します。
- 〇本評価基準では、 $\frac{保育課程}{42}$ の $\frac{編成}{42}$ について評価を行い、 $\frac{保育課程}{42}$ に基づく指導計画の策定は、「 $\frac{42}{42}$ III-2-(2)-①」で評価します。

新	IΒ
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 A② A-1-(2)-① ~ A④ A-1-(2)-③ (略)	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 A② A-1-(2)-① ~ A④ A-1-(2)-③ (略)
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子ども	A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子ども
の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
【判断基準】	【判断基準】
a)子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを	a)子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを
豊かにする保育を展開している。	豊かにする保育を展開している。
b)子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを	b)子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを
豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
c)子どもが主体的に活動できる環境 <u>の</u> 整備や、子どもの生活と遊びを	c)子どもが主体的に活動できる環境 <mark>を</mark> 整備や、子どもの生活と遊びを
豊かにする保育が展開されていない。	豊かにする保育が展開されていない。
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	(1)目的
(略)	(略)
(2)趣旨·解説	(2) 趣旨・解説
(略)	(略)
(3)評価の留意点	(3)評価の留意点

#r	III.
新	III
(略)	(略)
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的	<u>A⑥</u> A-1-(2)-⑤ 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的
に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容	に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容
<u>や方法に配慮している。</u>	<u>や方法に配慮している。</u>
【判断基準】	【判断基準】
(略)	(略)
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
(41)	(#H)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	
(略)	(PG)
(a) the E 47-4	
(2)趣旨・解説	(2)趣旨·解説
○保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健	
やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なも	
のと関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした	
<u>視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u>	
(略)	(略)
(3)評価の留意点	(3)評価の留意点
(略)	(略)
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と	A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と
教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備	教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備
し、保育の内容や方法に配慮している。	し、保育の内容や方法に配慮している。
OT NICE AND A STATE HOME OF A POP	OT PRETOCIAL TOTAL THORES OF CO.

新	旧
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)
(2)趣旨・解説 〇保育所保育指針では、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び 内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域によ る記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われ る必要があります。	(2)趣旨・解説 <u>(新設)</u>
(略)	(略)
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や 方法に配慮している。	A8 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や 方法に配慮している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)

1.	
新	旧
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
(MI)	(*II)
証に甘進の老言士と証にの顧査と	
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	(1)目的
(略)	(略)
(2)趣旨·解説	(2)趣旨・解説
〇保育所保育指針では、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容につ	(新設)
いて、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載が	
なされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要が	
あります。	
<u>∅9559°</u>	
/ m/z \	/ m&z \
(略)	(略)
(3)評価の留意点	(3)評価の留意点
(略)	(略)
A ⑨ A-1-(2)-® 障 <mark>がい</mark> のある子どもが安心して生活できる環境を	A
整備し、保育の内容や方法に配慮している。	備し、保育の内容や方法に配慮している。
	MIN O C PROTITION O CO O O
Franker to Ste 3	Falul bles + 24 3
【判断基準】	【判断基準】
a)障 <mark>がい</mark> のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内	││ a)障 <mark>害</mark> のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容 │
容や方法に配慮している。	や方法に配慮している。
b) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容	││ b)障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や │
や方法に配慮しているが、十分ではない。	方法に配慮しているが、十分ではない。
777	73721 - HD/MEX O C 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1

新	旧
c) 障 <mark>がい</mark> のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容 や方法に配慮していない。	c)障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や 方法に配慮していない。
評価の着眼点 □建物・設備など、障 <mark>がい</mark> に応じた環境整備に配慮している。	評価の着眼点 □建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
□障 <mark>がい</mark> のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	口障 <mark>害</mark> のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
(略)	(略)
口必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	口必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
□職員は、障 <mark>がい</mark> のある子どもの保育について研修等により必要な知識や 情報を得ている。	□職員は、障 <mark>害</mark> のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
□保育所の保護者に、障 <u>がい</u> のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	□保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
〇本評価基準では、障 <mark>がい</mark> のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。	〇本評価基準では、障 <mark>害</mark> のある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。
(2)趣旨·解説	(2)趣旨・解説
〇障 <u>がい</u> のある子どもの保育は、一人ひとりの子どもの発達過程や障が	○障 <u>害</u> のある子どもの保育は、一人ひとりの子どもの発達過程や障がい

の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子ども

と、また子どもの状況に応じた保育を実施するため、家庭や関係機関

との生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけるこ

いの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子

どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づける

こと、また子どもの状況に応じた保育を実施するため、家庭や関係機

新	П
関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求められています。	と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求め られています。
〇建物・設備などは、障 <mark>がい</mark> に応じて整備する必要があります。また、 保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要 です。	〇建物・設備などは、障 <mark>害</mark> に応じて整備する必要があります。また、保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要です。
○障がいのある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。	○障害のある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。
○個別の指導計画を作成し、子どもの発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、 医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有する、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。	○個別の指導計画を作成し、子どもの発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、 医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有する、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も 必要です。
〇必要に応じて、医療機関や専門機関と連携を図ることは、障がいのある子どもの発達を支えるうえでも、子どもの状態に応じた保育を行ううえでも重要です。	〇必要に応じて、医療機関や専門機関と連携を図ることは、障 <mark>害</mark> のある子どもの発達を支えるうえでも、子どもの状態に応じた保育を行ううえでも重要です。

○職員が、障害のある子どもの保育に関して必要な知識や情報を得るた

〇保育所の保護者全体に対して、障害のある子どもの保育について理解

などの取組を組織的に行うことも重要です。

を深める取組も必要です。

(3)評価の留意点

(略)

めに、研修を受けたり、保育所全体で定期的に話し合う機会を設ける

○職員が、障がいのある子どもの保育に関して必要な知識や情報を得る

〇保育所の保護者全体に対して、障がいのある子どもの保育について理

るなどの取組を組織的に行うことも重要です。

解を深める取組も必要です。

(3)評価の留意点

(略)

ために、研修を受けたり、保育所全体で定期的に話し合う機会を設け

新	IB
○障 <mark>がい</mark> のある子どもが入所していない保育所もありますが、障 <mark>がい</mark> の 診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入 所後に保育士が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どの ように保育・援助を行っているのかについても評価の対象とします。	○障 <mark>害</mark> のある子どもが入所していない保育所もありますが、障 <mark>害</mark> の診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入所後に保育士が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように保育・援助を行っているのかについても評価の対象とします。
(略)	(略)
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A® A-1-(2)-9 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
【判断基準】	【判断基準】
a) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u> 環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。	a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
b) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u> 環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮しているが、十分ではない。	b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u> 保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に 配慮していない。
評価の着眼点 □ 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	評価の着眼点 □ 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
口家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	口家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
口子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	口子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。

新	旧
□年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	□年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
ロ <u>子どもの在園時間や生活リズム</u> に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	口 <u>保育時間の長い子ども</u> に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
口子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	口子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
口担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	□担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的
〇本評価基準では、 <u>それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、</u> 長時間にわたる保育 <u>を考慮した</u> 環境の整備と保育の内容・方法の取組 について評価します。	〇本評価基準では、長時間にわたる保育 <u>のための</u> 環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。
(2) 趣旨·解説 (略)	(2)趣旨・解説 (略)
〇子どもの発達過程、生活のリズム <mark>や在園時間</mark> 及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。	〇子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。
(略)	(略)
○ ○在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。	○ ○保育時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。
(略)	(略)
〇 <u>在園時間が長い場合</u> においては、家庭との緊密な連携により、子ども	〇 <u>長時間にわたる保育</u> においては、家庭との緊密な連携により、子ども

の生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや 1日の全体像に ついて理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の 状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認 するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内 容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施され ているか等について確認します。

(略)

- ○本評価基準に言う「在園時間が長い」とは「延長保育事業」に限らず、 通常の保育が長時間にわたることも含みます。
- 育の内容や方法、保護者との関わりに配慮してい る。

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見诵した計画に基づいて、保育の内容や方 法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方 法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c)小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者 との関わりに配慮をしていない。

の生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像に ついて理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の 状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

〇指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認 するとともに、保育時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内 容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施され ているか等について確認します。

(略)

- ○本評価基準に言う「長時間にわたる保育」とは「延長保育事業」に限 らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。
- A = 1 (2) (0) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保A = 1 (2) (0) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保 育の内容や方法、保護者との関わりに配慮してい る。

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方 法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方 法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者 との関わりに配慮<mark>が</mark>していない。

新	IΒ
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)
(2)趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
〇保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち <u>に</u> 認識されるよう配慮することが必要です。	〇保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。
〇保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流 <u>を</u> する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。	〇保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。
(略)	(略)
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)
A-1-(3) 健康管理 A① A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)	A-1-(3) 健康管理 A① A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)
A③ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A③ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

新	IB
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点	評価の着眼点
□健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	口健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
口健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	□健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
□家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯	□家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科
科健診の結果を保護者に伝えている。	健診の結果を保護者に伝えている。
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	(1)目的
〇本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。	〇本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します
(2)趣旨·解説	(2)趣旨·解説
(略)	(略)
(3)評価の留意点	(3)評価の留意点
(略)	(略)
A-1-(4) 食事 A⑤ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A-1-(4) 食事 A(5) A-1-(4)-(1) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

新	旧
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	(1)目的
(略)	(略)
(2)趣旨·解説	(2)趣旨・解説
(略)	(略)
(3)評価の留意点	(3)評価の留意点
〇食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画(全体的	〇食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画(保育課
な計画・指導計画)に位置づけられていることを確認し、子どもが食	程・指導計画)に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を
事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。	楽しむことができる工夫・取組を確認します。
(略)	(略)
A(b) A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	A
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)

新	IB				
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 (略)				
(2)趣旨・解説 (略)	(2)趣旨·解説 (略)				
〇保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事 の提供を含む食育の計画を <u>作成</u> する必要があります。	〇保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事 の提供を含む食育の計画を <u>策定</u> する必要があります。				
(略)	(略)				
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)				
○食物アレルギーや慢性疾患等のある子どもへの対応については、「A④ A-1-(3)-③」で評価します。	<u>(新設)</u>				
A-2 子育て支援	A-2 子育て支援				
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	A-2-(1) 家庭との緊密な連携				
A① A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。	A①				
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)				

±	
<u></u>	IB
評価の着眼点	評価の着眼点
(略)	(略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 〇本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の 理解を得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連 携の取組について評価します。	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 〇本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の 理解と得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連 携の取組について評価します。
(2)趣旨・解説 (略)	(2)趣旨·解説 (略)
〇保育所の保育の方針や全体的な計画の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。	〇保育所の保育の方針や保育課程の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。
(略)	(略)
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)
○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の作成については、「42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。	○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の <mark>策定</mark> については、 「 42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。
A-2-(2) 保護者等の支援	A-2-(2) 保護者等の支援
A® A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っ ている。	A® A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

新	IB
【判断基準】	【判断基準】
(略)	(略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1)目的	(1)目的
(略)	(略)
(2)趣旨・解説	(2)趣旨·解説
(略)	(略)
 (3)評価の留意点	(3)評価の留意点
(略)	(略)
○なお、本評価基準では、保育所を利用する保護者への支援について評価します。保育所を利用していない地域の子育て家庭への支援については、「26 II-4-(3)-①」「27 II-4-(3)-②」で評価します。	<u>(新設)</u>
A ⊕ A - 2 - (2) - ② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早	A ⊕ A - 2 - (2) - ② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早
期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	「ANINC 甘 : 往 】
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
(MI)	(шд/
評価の着眼点	評価の着眼点

新	IB			
(略)	(略)			
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 〇本評価基準では、 <u>在園児に限らず、</u> 家庭での虐待等権利侵害を受けて いると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための 取組について評価します。	評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 〇本評価基準では、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子 どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価 します。			
(2)趣旨・解説 〇児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、 <u>歯科医師、</u> 保健師、 <u>助産師、看護師、</u> 弁護士、警察官、婦人相談員 その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。	(2)趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。			
(略)	(略)			
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)			
A-3 保育の質の向上	A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			

新	П			
A② A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。			
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)			
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)			
評価基準の考え方と評価の留意点 (1)目的 〇本評価基準は、保育士等が保育の計画(全体的な計画と指導計画)や 保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行い、 保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価しま す。				
(2)趣旨·解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)			
〇保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、 次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上を図ることが目的であ り、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子 どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。	〇保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、 次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上させることが目的あり、 保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子ど もの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。			
(略)	(略)			
(3)評価の留意点 (略)	(3)評価の留意点 (略)			